

観音寺ファミリー・サポート・センター運営業務委託仕様書

令和7年11月

観音寺市/健康福祉部/子育て支援課

本仕様書は、観音寺ファミリー・サポート・センター事業の運営業務を事業者へ委託するに当たり、受託者が行う業務内容及びその範囲について必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

観音寺ファミリー・サポート・センター運営業務委託

2. 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する等、多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 事業の内容及び実施方法

(1) 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して次に掲げる事業を実施すること。ただし、次のアからエまでは、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、20人以上とする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催

エ ファミリー・サポート・センター事業に係る広報活動

オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

カ 子育て支援関連施設・事業（保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等（以下「保育施設等」という。）、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整

また、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第120号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「3事業の内容及び実施方法」（3）から（6）までについても積極的な実施に努めること。

(2) 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、次に掲げるアからエまでの子どもの預かりの活動とする。

- ア 保育施設等における保育時間の前後、休日等の子どもの預かり
- イ 保育施設等への子どもの送迎
- ウ 冠婚葬祭や買い物等外出の際の子どもの預かり
- エ その他会員の育児に関して必要な援助

(3) ファミリー・サポート・センターの設置について
市内に1か所設置するものとする。

(4) 実施方法

観音寺ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成25年観音寺市告示第141号）に基づくもののほか、次のとおりとする。

ア 会則の制定

受託者は、あらかじめ相互援助活動等の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

イ 会員の登録

提供会員を新たに登録する際において、過去に虐待や不適切な行為を行っていないか聞き取り等を行うなどできる限り把握に努め、そのような行為を行っていることが確認できた場合は、登録を差し控えること。また、登録済みの会員に関しては、随時確認・整理するとともに、虐待や不適切な行為を行った会員は速やかに登録の取消しを行うこと。

ウ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と援助を行いたい者（以下「提供会員」といい、同時に依頼会員としても登録を行っている者（以下「両方会員」という。）を含む。）との請負又は準委任契約に基づくこと。

エ 広報活動

会員募集に係る公共施設等へのポスター掲示、観音寺市ホームページや「広報かんおんじ」への掲載等は観音寺市（以下「市」という。）が行うこととし、受託者は市が行う広報に協力すること。

また、SNSやイベント等において会員募集を行うなど、会員確保のための周知・広報を実施するとともに、依頼会員（退会した者も含む）について、提供会員となりうるものの掘り起こしや登録の働きかけを行うこと。

エ 保険等への加入

会員が行う相互援助活動中の子ども等の事故に備え、賠償責任保険、傷害保険等に加入すること。なお、当該保険料については委託料に含むものとする。

また、保険内容については、次に示すものと同等もしくはそれ以上とすること。

(ア) 賠償責任保険

サービス提供中の監督ミスや提供した飲食等が原因で、保険期間中に発生した第三者（依頼会員の子どもを含む他人）の身体障害又は財物損壊について、受託者及び提供会員が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して支払わ

れる保険

保険金の種類	支払限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1人、1事故で2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1人、1事故で保険期間中2億円
訴訟対応費用	1事故で1,000万円
受託者賠償責任保険	1事故で10万円、保険期間中50万円
サイバーリスク保険 (情報漏洩限度補償プラン)	賠償責任部分 1請求、保険期間中500万円 サイバーセキュリティ事故対応費用部分 1事故、保険期間中50万円

(イ) 提供会員傷害保険

提供会員が保育サービス提供中やサービスを提供するための往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に支払われる保険

※1日当たりの提供会員及び両方会員の予想最大活動人数を5人とする。

保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度により20万円～500万円
入院保険金（1日当たり）	3,000円
手術保険金	3,000円×10倍（入院中）又は5倍（入院中以外）
通院保険金（1日当たり）	2,000円

(ウ) 依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どものがサービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に支払われる保険

※1日当たりの依頼会員の子どもの予想最大人数を5人とする。

保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度により12万円～300万円
入院保険金（1日当たり）	3,000円
手術保険金	3,000円×10倍（入院中）又は5倍（入院中以外）
通院保険金（1日当たり）	2,000円

(エ) その他

移動サービス専用自動車保険やお見舞い金制度等についても必要に応じて加入に努めること。

オ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、会員の自宅や地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定すること。なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とするが、当該施設の賃借料や備品購

入等に係る経費は、委託料の対象としない。

また、別添1及び2を参考として提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し、これを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善すること。

カ 預かる子どもの人数

相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は、提供会員1人につき、原則として1人とする。なお、やむを得ず複数の子どものみを預かる場合には、提供会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

キ 提供会員への講習の実施

AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの。以下同じ。）や虐待防止に関する講習について、提供会員全員に対して必ず実施すること（ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市が適当と認める場合は、この限りでない。）。

加えて、預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うよう努めること。

なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目のうち、「9 事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

（参考：講習カリキュラム）

講座項目	講師	時間（目安）
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センターアドバイザー等	3時間
合 計		24時間

ク 提供会員へのフォローアップ講習の実施

緊急救命講習及び事故防止に関する講習や虐待防止に関する講習について、提供会員全員に対して、少なくとも1回必ず実施し、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めること。

ケ 性被害防止対策

性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施すること。

5. 委託料の支払い

支払い方法及び時期については、市と受託者が協議の上契約書をもって定める。

6. その他留意事項

- (1) 受託者は、関係法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。
- (2) 「4. 事業の内容及び実施方法」に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- (3) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。
- (4) 事故や急病など不測の事態が発生した場合に備え、緊急時対応マニュアルを作成し、市の了承を得た上で、会員はもとより事業に従事する者に周知すること。
- (5) 活動中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日付こ成安第44号、6教参学第51号通知）」に従い、必要に応じて速やかに市へ報告すること。
- (6) 活動中に虐待と疑われる事案を発見した場合には、会員は受託者へ、受託者は市へ速やかに報告し、市や児童相談所など関係機関と連携して適切に対処すること。
- (7) 各年度開始前は、市が指定する期日までに事業計画書及び収支予算書を提出すること。
- (8) 各年度終了後は、市が指定する期日までに実績報告書及び収支決算書を提出すること。
- (9) 市は、事業の運営状況について受託者に報告を求めるとともに、必要に応じて現地調査を行うことができる。また、受託者はこれを拒むことができない。
- (10) 故意又は過失により、市に損害を与えたときは、受託者は市に損害を賠償しなければならない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は市と協議の上決定するものとする。

安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。 ☐
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。 ☐
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。 ☐
4. 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないような対策がしてありますか。 ☐
5. ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。 ☐
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが飲み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
8. ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。 ☐
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、こどもの手の届かないような対策がしてありますか。 ☐
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。 ☐
12. こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。 ☐
13. こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。 ☐
14. こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。 ☐
15. ブラインドの紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか。 ☐

ファミリー・サポート・センター事業における
事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

(1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、できる限り乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

(2) こどもの転倒事故

提供会員は、こどもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車にこどもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満のこどもについては、チャイルドシートを使用すること。

(3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているので、提供会員は預かり中のこどもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせること。

また、事故はこどもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、こどもから目を離さないで、こどもの動きに対応できるように留意すること。

(4) 自転車による事故

こどもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

(5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、こどもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、こどもの手の届かないところに配置すること。